

平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者の介護等に従事する人材の確保及び既に就労している障がい福祉サービスに従事する従業者等の資質の向上を図るため、予算の範囲内において、これらの者が修了した研修に係る受講料の一部を補助することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる研修（以下「対象研修」という。）は、都道府県又は都道府県知事が指定した法人等が主催するものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 介護職員初任者研修その他これに類する研修
- (2) 生活援助従事者研修その他これに類する研修
- (3) 居宅介護職員初任者研修その他これに類する研修
- (4) 障害者居宅介護従業者基礎研修その他これに類する研修
- (5) 重度訪問介護従業者養成研修その他これに類する研修
- (6) 同行援護従業者養成研修その他これに類する研修
- (7) 行動援護従業者養成研修その他これに類する研修
- (8) その他市長が特に対象研修として適当と認める研修

2 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ただし、補助金を交付することが適当と認められない場合は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 第5条第1項の規定により補助金の交付を申請した日の属する年度の前年度以後に、自ら受講料を負担して対象研修を受講し、かつ、修了した者
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定を受けた市内の事業所（以下「対象事業所」という。）と直接雇用契約を締結している者

- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 次のいずれかに該当する者

ア 当該対象研修の修了後6か月以内に対象事業所に新たに就労した後、引き続き、就労期間が6か月を経過し、同一法人が運営する対象事業所で従事している者

イ 当該対象研修の修了時点において、対象事業所に就労しており、その後引き続き、就労期間が6か月を経過し、同一法人が運営する対象事業所で従事している者

(補助対象からの排除)

第3条 前条の規定にかかわらず、市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団
- (3) 暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等
- (4) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (5) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当するもの

2 市長は、必要に応じて、第5条第1項の規定により補助金の交付を申請した者又は第6条の規定により補助金を交付する旨の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）について、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるところにより算出した額を上限として、予算の範囲内で市長が定める額とする。この場合において、算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第2条第2項第5号アに該当する者 対象研修に係る受講料（対象研修の受講に当たって購入したテキスト代等及び他の機関等から受けた対象研修に係る受講料に関する補助等に係る額を除く。次号において同じ。）の2分の1の額。ただし、その額が35,000円を超える場合は、35,000円
- (2) 第2条第2項第5号イに該当する者 対象研修に係る受講料の3分の1の額。た

だし、その額が20,000円を超える場合は、20,000円

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、市長の定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金交付申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（第2号様式）
- (2) 領収書その他の対象研修に係る受講料を支払ったことが確認できるもの（対象研修の受講に当たって購入したテキスト代等がある場合であって、その額が合算されている場合にあつては、その内訳を明らかにするものを含む。）
- (3) 研修修了証明書その他の対象研修を修了したことが確認できるもの（対象研修に係る受講を開始した日及び修了した日を明らかにするものを含む。）
- (4) 就労証明書その他の対象事業所で従事している者であることが確認できるもの（対象事業所での就労を開始した日、就労の期間その他の就労状況を明らかにするものを含む。）
- (5) 他の機関等から対象研修に係る受講料について受けた補助等に係る額が確認できるもの（他の機関等から対象研修に係る受講料について補助等を受けた場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による補助金の交付の申請があつた場合においては、規則第11条第2項の規定により同条第1項の規定による報告を省略するものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定した場合には、前条第1項の規定により補助金の交付を申請した者に対し、平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。補助金の不交付を決定した場合についても、同様とする。

(補助金の請求)

第7条 補助決定者は、市長の定めるところにより、補助金の支払を請求できるものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、規則第13条に定めるもののほか、補助決定者がこの要綱の規定に反し

たとき、その他の補助金を交付することに不適當な事情があると市長が認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和8年3月31日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、決裁の日(令和8年3月31日)から施行する

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に対象研修の受講を開始した者から適用する。

(準備行為)

3 第5条第1項の規定による補助金の交付の申請のための準備行為その他の行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

(有効期限)

4 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金交付申請書

（提出先）

平塚市長

（申請者） 〒

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

連絡先

次のとおり申請します。

- 1 対象研修の受講料
- 2 申請区分
- 3 交付申請額
- 4 添付書類

誓約書兼同意書

（提出先）

平塚市長

私は、平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金の交付の申請に当たって、次のとおり、誓約し、かつ、同意します。

- 市税の滞納はありません。また、私は、平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金の交付に関し、市税の滞納がないことを確認するため、市長が必要に応じて市税の納税状況を閲覧することに同意します。
- 平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金交付要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しません。また、私は、平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金の交付に関し、当該各号のいずれにも該当しないことを確認するため、市長が必要に応じて当該補助金の交付の申請に当たって提出した書類に記載された情報により神奈川県警察本部長に意見を聴くことに同意します。
- 平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金の交付の申請に当たって提出した書類の内容に虚偽はありません。また、私は、内容の虚偽、平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金交付要綱に反する等、当該補助金を交付することに不適当な事情があると市長が認めるときは、市長の指定どおり、交付された当該補助金の全部又は一部を期限までに返還することに同意します。

年 月 日

住 所

署 名

第3号様式（第6条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

平塚市長

平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金の交付について次のとおり決定したので、平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付
補助金交付決定額	円
不交付の理由	